

市に払(はら)う お金を 払う期限(きげん)

①病院(びょいん)で つかう 保険(ほけん)のお金

(国民健康保険料)

10期(き) 3月31日(金)まで

②75歳(さい)より 上(うへ)の人が 病院(びょいん)で つかう 保険(ほけん)のお金

(後期高齢者医療保険料)

8期 3月31日(金)まで

③年金(ねんきん)の お金

(国民年金保険料)

2月分 3月31日(金)まで

期限(きげん)までに わすれず(わすれず)に 払(はら)いましょう！！

コンビニ(コンビニ)か 銀行(ぎんこう)で 払(はら)うことが できます。